

栃木県重点戦略等検討調査業務委託公募型プロポーザルに係る質問及び回答

No.	受付日	質問	回答
1	5/2	<p>「栃木県重点戦略等検討調査業務委託公募型プロポーザル実施要領」「3 プロポーザル実施の手続き」「(オ) その他」「(イ) 企画提案書等は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。」について、企業秘密に関する部分は除外されると認識しているが、この認識でよいか。</p>	<p>公文書開示請求があった場合、「栃木県情報公開条例第7条第3号ア」に基づき、公開することにより、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は、非開示とします。</p>
2	5/2	<p>業務の実施にあたり、他事業者または個人に再委託することは認められるか。</p>	<p>「栃木県重点戦略等検討調査業務委託仕様書」の「8 その他の事項 (3)」のとおり、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ栃木県の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとします。</p>